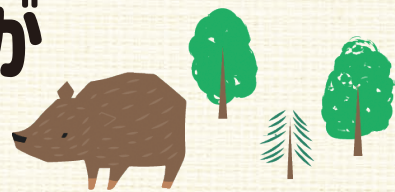


野生鳥獣による農作物被害が こんなにもできています！



令和5年2月に町内に農地を持つ方に対し、農作物被害状況アンケート調査を行いました(700枚配布、188枚を回収)。今月号では、その結果報告をいたします。なお、被害額は、出荷用の作物に限り掲載いたします。また、令和4年の被害額は現時点での暫定値であり、確定値ではございませんのでご了承ください。

○鳥獣の農作物被害額について

イノシシ

(単位：円)

	令和4年	令和3年	増減
只見地区	304,267	3,512,945	△3,208,678
朝日地区	773,622	0	773,622
明和地区	1,572,134	0	1,572,134
合計	2,650,023	3,512,945	△862,922

⇒水稲や野菜の食害が見られます。
畦畔の掘起し被害も多く回答がありました。

ニホンジカ

(単位：円)

	令和4年	令和3年	増減
只見地区	0	0	0
朝日地区	477,203	244,516	232,687
明和地区	3,872,253	622,593	3,249,660
合計	4,349,456	867,109	3,482,347

⇒朝日、明和地区で被害が拡大しています。
水稲やリンドウの踏みつけ被害が甚大です。

ハクビシン

(単位：円)

	令和4年	令和3年	増減
只見地区	106,226	13,545	92,681
朝日地区	502,443	1,234,654	△732,211
明和地区	0	1,966,713	△1,966,713
合計	608,669	3,214,912	△2,606,243

⇒野菜の食害に加え、農業用資材が噛みちぎられる被害がありました。

ニホンザル

(単位：円)

	令和4年	令和3年	増減
只見地区	312,245	598,785	△286,540
朝日地区	0	139,880	△139,880
明和地区	381,864	66,765	315,099
合計	694,109	805,430	△111,321

⇒水稲、トマト、栗など幅広い作物で被害が発生しております。

○農作物被害マップを作成しています！

スマートフォンやパソコンなどで町内の鳥獣被害状況を閲覧できる農作物被害マップの整備を進めています。

農作物被害マップは、被害状況アンケート調査の回答や、町民の皆さんからご提出いただいた被害情報・写真を随時、反映しマップを更新することができます。

被害マップの整備含め、鳥獣被害の情報を集落と捕獲隊と町で共有する方法の検討を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(なお、地図を閲覧したい方は農林建設課農林係までご連絡ください)

農作物の鳥獣被害が発生した場合には、農林建設課農林係までご連絡ください。現地確認をさせていただくことがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

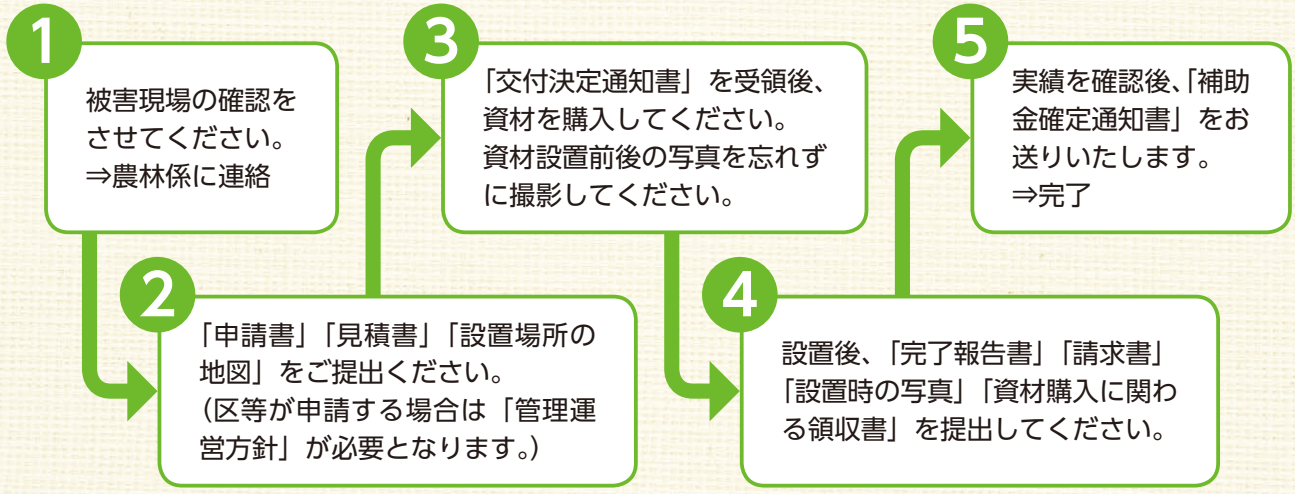
今年度も実施いたします！

鳥獣被害低減のために 補助金をご活用ください！



○農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金

→ 電気柵や防護ネットの設置、材料購入経費への補助制度です。



草刈りに必要な消耗品購入費や燃料費が該当します！

個人で対策するなら

種類	補助率	上限
電気柵	2/3以内	10万円
防護ネット	1/2以内	5万円
緩衝帯整備	1/2以内 (10a当たり2万円以内)	5万円
その他	1/2以内	5万円

区や生産組合、捕獲隊で行うなら

種類	補助率	上限
被害防除対策費用	全額	70万円
緩衝帯整備	全額 (10a当たり2万円以内)	5万円

- ※注意点
- 申請前に購入された場合は補助対象外です。
 - 過去に上限額までご利用された方でも再度補助申請が可能です。
(同一場所の再申請は、前回の申請から5年以上経過した場合のみ)

○狩猟免許等取得支援補助金

→ 狩猟免許や銃砲所持許可等の新規取得、または更新に係る経費への補助制度です。

補助対象者	補助対象経費	補助金取得条件
<ul style="list-style-type: none"> ・只見町に住所を有し、かつ、町税等の滞納がない方。 ・狩猟免許等を新規に取得した者。または狩猟免許等を更新した者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免許等の取得に係る各種講習会受講料及び申請手数料(全額) ・医師の診断書料(上限あり) ・銃器、銃器保管庫等の購入費(新規のみ、上限あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ①福島県猟友会南会津支部只見分会に入会 ②只見町有害狩猟鳥獣等捕獲隊および只見町鳥獣被害対策実施隊に入隊 ③隊員として鳥獣対被害対策活動に5年間従事(更新した場合は3年間)

※注意点 補助金の交付決定後、5年間(または3年間)鳥獣被害対策活動に従事せずに除隊される場合は、補助金を返還していただくことになります。

その他、詳細は下記問い合わせ先までご連絡ください。

〈農林建設課農林係〉 電話：82-5230
メール：nourin@town.tadami.lg.jp

各種申請書等は、町のホームページからダウンロードできます。

